

入札参加資格確認申請及び提出資料作成要領等

[1] 入札参加資格確認申請書及び提出資料作成要領

(1) 入札参加資格確認申請書

- ・様式第1号により記入すること。

(2) 共同企業体協定書

- ・様式第2号を参考に作成する。

(3) 共同企業体編成表

- ・様式第3号を参考に作成する。

(4) 同種工事の施工実績表（共同企業体の代表者のみ）

- ・様式第4号により記入すること。
- ・平成24年度以降（過去10年間）に竣工した同種工事の中から代表的なものを3件まで記載すること。（当該工事の契約書の写し及び工事内容を証明する資料を添付のこと。）
- ・同種工事とは、国公立の学校施設で1棟2階建て以上、延床面積1,100㎡以上の建物の新築工事の施工実績とする。
- ・共同企業体の構成員としての実績は出資比率が30%以上のものに限る。

(5) 配置予定技術者調書

（事実を証する書類として、①監理技術者資格者証、②検定合格証明書、③竣工事項カルテ受領書の写し添付のこと。）

- ・様式第5号により記入すること。
- ・本工事を受注した場合に、監理（又は主任）技術者として配置する予定の技術者について記入すること。
- ・「工事経験の概要」欄には、同種工事又は類似工事の経験について代表的なものを3件まで記入すること（対象は過去10年間）。なお、同種工事を優先して記入すること。
- ・配置予定技術者調書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補者を記入し提出できるが、この場合は評価が低い者で審査する。また、複数の候補者のうち1名を必ず配置技術者として配置しなければならない。
- ・実際の施工に当たって、配置予定技術者調書に記載された技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。この場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- ・同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定技術者として競争入札参加資格の確認の申請をすることは、これら複数の業務のうち、一つの業務を落札したことにより他の業務に当該配置予定の技術者を配置できなくなった場合に競争入札参加資格の申請の取下げを行う等により、当該他の業務にかかわる入札に参加しないことを条件として、認める。本工事を受注した場合に、監理（又は主任）技術者として配置する予定の技術者について記入すること。

(6) 営業所一覧表（共同企業体の代表者のみ）

・様式第6号により記入すること。

(7) 総合評定値結果通知書

・直近の総合評定値結果通知書の写しを添付すること。

(8) 建設業許可通知の写

(9) 申請書及び提出資料は正副3部提出すること。

[2] 入札参加資格の確認について

提出資料の資格審査により入札参加資格を確認し通知する。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知を受けたものに限る。

[3] 無資格業者に対する理由説明

(1) 無資格者に対しては、資格を有していない旨及びその理由を書面により通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して5日（休日を含まない。）

以内に、書面により理由に対する説明を求めることができる。この書面の提出先は学校教育課新しい学校づくり係である。（宛名：白石町長）

(3) 上記(2)の理由について書面により説明を求められたときは、説明を求められた日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

(4) 上記(3)の回答に不服がある者は、理由の説明を受けた日から7日（休日を含まない。）

以内に書面により不服申立てを行うことができる。この書面の提出先は学校教育課新しい学校づくり係である。（宛名：白石町入札資格者指名審査委員会）

(5) 不服申立てについては、白石町入札資格者指名審査委員会において審議する。